

持続可能な学校の実現等に向け、教員の長時間労働是  
正の更なる取組を求める意見書

昨今の学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者や早期退職者の増加などによる深刻な教員不足が生じており、子供たちの学びに大きな影響を及ぼしている。このため、教員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働是正が喫緊の課題となっている。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針2024」では、2026年度（令和8年度）までを集中改革期間とし、働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進めることのほか、教職調整額の水準引上げや各種手当の改善等の検討を進め、来年の通常国会にいわゆる給特法の改正案を提出することなど、教員の処遇を抜本的に改善する内容が示された。

しかしながら、これらの取組だけでは不十分であり、2019年（令和元年）の給特法改正時の附帯決議の趣旨を踏まえた施策の実施によって、抜本的に教員の長時間労働を是正しなければ、持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びを保障することはできない。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

- 1 教員の業務削減・負担軽減につながる具体策を示すこと。
- 2 部活動の地域移行を更に進めること。
- 3 「カリキュラム・オーバーロード」の実態を踏まえ、標準授業時数の削減等を行うこと。
- 4 教職員定数を改善するとともに、学校司書や実習助手、ICT支援員などの配置・確保も含め、必要な財源確保等を行うこと。
- 5 教員の命と健康を守るための法制度を整備すること。
- 6 教員の勤務実態調査を今後も行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月20日

吹 田 市 議 会

【送付先】

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
衆議院議長  
参議院議長